

燕・弥彦総合事務組合告示第 21 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律 137 号)第 9 条の 3 第 2 項の規定に基づき実施した一般廃棄物処理施設建設に係る生活環境影響調査結果(以下「報告書等」という。)を縦覧するので、燕・弥彦総合事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例(平成 18 年新潟県西部広域消防事務組合条例第 8 号)第 3 条の規定により告示します。

令和 7 年 6 月 18 日

燕・弥彦総合事務組合
管理者 燕市長 鈴木 力

1 一般廃棄物処理施設の概要

施設の名称	一般廃棄物最終処分場
施設の設置の場所	新潟県燕市松橋地内
施設の種類	一般廃棄物の管理型最終処分場
施設において処理する一般廃棄物の種類	焼却残渣、不燃物、側溝汚泥等
施設の処理能力	埋立面積 18,626 m ² 、埋立容量 69,700 m ³
施設の位置、構造等の設置に関する計画	報告書等に記載

2 実施した生活環境影響調査の項目

大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水

3 報告書等の縦覧

縦覧の手続	縦覧に供された報告書等を縦覧しようとする方は、燕・弥彦総合事務組合管理者へ生活環境影響調査結果縦覧申込書に必要な事項を記載し、提出してください。
縦覧の場所	燕・弥彦総合事務組合総務消防局総務課（燕市吉田浜首 408 番地 1） 旧松長小学校（燕市舘野 1204 番地） ※旧松長小学校は職員が常駐しておりませんので、事前に縦覧申込書を燕・弥彦総合事務組合総務消防局総務課へ提出いただき、希望された日時に報告書を縦覧していただきます。

縦覧の期間及び時間	令和 7 年 6 月 18 日（水）から令和 7 年 7 月 17 日（木）まで （日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。） 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
-----------	---

4 意見書の提出先及び提出期限等

意見書の提出	当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、燕・弥彦総合事務組合管理者へ生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができます。
意見書への記載事項	① 氏名及び住所（法人にあつては名称、代表者の氏名及び登記された事務所の所在地） ② 当該施設の名称 ③ 生活環境の保全上の見地からの意見
提出方法及び提出先	以下のいずれかの方法で提出してください。 ① 直接持参 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで （提出先） 燕・弥彦総合事務組合総務消防局総務課（燕市吉田浜首 408 番地 1） ② 郵送 〒959-0248 燕市吉田浜首 408 番地 1 燕・弥彦総合事務組合総務消防局総務課
提出期間	令和 7 年 7 月 18 日（金）から令和 7 年 7 月 31 日（木）まで （郵送の場合は期間内に必着）
意見書の取扱い	提出された意見については、組合の見解とともに後日、ホームページで公表します。（個人名等は公表しません。） また、提出された意見書に対しての個別の回答及びこの告示に直接関係しない意見については回答いたしませんのでご了承ください。